



手続き・申請

## 犬の予防接種と変更届

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111 (内線3302)

■ 狂犬病予防集合注射で接種できなかつた方へ

狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。5月の予防集合注射で接種を行わなかつた方は、動物病院で接種していただき、市役所への登録が必要となりますのでご注意ください。

◎ 市内の動物病院で接種した場合  
↓ 病院で登録を代行します。

市役所での登録は不要です。

◎ 市外の動物病院で接種した場合  
↓ 動物病院で発行される「狂

犬病予防接種証明書」を持参の上、生活環境課窓口(谷和原庁舎)で登録を行ってください。

▼ 手数料など

○ 注射料金：動物病院の注射料金は、市の集合注射料金と異なる場合があります。

○ 注射済証交付手数料：400円  
※ 犬の登録をする場合、別途登録手数料(2000円)が必要です。

■ 死亡・住所変更などの届け出

飼い犬が死亡した場合、または飼い主が住所変更などをした場合の届け出は、次のとおりで

す。届け出の際は、犬の登録簿札があるとスムーズな手続きができます。

変更事項	届出方法
犬の死亡	生活環境課窓口(谷和原庁舎)への届け出が必要になります。電話でも受け付けています。
市内住所変更 市内への転入	生活環境課窓口(谷和原庁舎)への届け出が必要になります。
市外への転出	転出先の市区町村への届け出が必要になります。詳しくは転出先の市区町村へお問い合わせください。



お知らせ

## 【男女共同参画計画】アンケートにご協力を

問 谷和原庁舎市民サポート課 ☎58・2111 (内線3201)

### 6月下旬に調査票を郵送

市では、男女共同参画社会の早期実現のために、平成19年度に策定した「つくばみらい市男女共同参画計画」に基づき、各種施策事業の推進に努めてきました。次の新たな計画策定に向け、市民の皆さんの声を反映させ、さらなる向上が図れるようアンケート調査を実施します。

無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女2350人の方に、6月下旬に調査票を郵送します。

調査票が届いた方は、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、回答内容をほかに漏らすことや、目的外に使用することはありませんので、調査にご協力いただいた方にご迷惑をおかけすることはありません。



健康

## 高額療養費の上限額が変わります

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111 (内線4408)

国保に加入している70歳から75歳未満の方が対象

高額療養費制度は、1カ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

8月の診療分から、70歳から75歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が左表のとおり変更になります。

※70歳未満の方の上限額に変更はありません。

高額療養費の支給対象になつた方には、診療月の約3カ月後に申請通知を送付しますので、医療機関の領収書を持参の上、伊奈庁舎国保年金課で申請してください。

※社会保険の場合、所得要件および支給の方法が異なります。詳しくは勤務先または加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

### 【計算上の注意】

外来は個人ごとに計算。入院を含む場合は、世帯単位で入院と外来を合算し計算。入院時差額ベッド代、食事代および保険外診療は対象外。交通事故や業務上の怪我(労災)は該当になりません。

## 70歳から75歳未満の方の自己負担額限度額(月額)

適用区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者	医療費が3割負担の方	<b>8月から→57,600円</b> ※現在：44,400円	80,100円 ※変更なし
一般	医療費が2割または1割負担で市民税課税の方	<b>8月から→14,000円</b> ※現在：12,000円 (年間上限額：144,000円)	<b>8月から→57,600円</b> ※現在：44,400円
住民税 非課税		変更なし	

◎過去12カ月以内にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が44,400円に下がります。年間上限額は8月から翌年7月までの計算。